

令和6年11月29日

関係機関各位

**福島県の国民健康保険被保険者における
マイナ保険証利用時の
子どもの医療費助成に関する取扱いについて**

(市町村国保 18歳まで^(※) 10割給付)

福島県国民健康保険課

- 令和6年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
- 被保険者がマイナ保険証の提示により受診した場合、取扱いを次のとおりとするようお願いします。

	窓口負担	レセプト請求
市町村国保加入者の場合	生年月日により年齢を確認し、 <u>18歳まで^(※)は窓口負担なし</u> (注)とする	左記に該当する場合は <u>給付割合を「10」割</u> と表記する
国保組合加入者の場合	従来どおり	

(注) 入院時食事療養費の標準負担額は含みません。入院時の食事代の助成は各市町村により取扱いが異なるため、ご不明な点がある場合は各市町村にお問い合わせください。

- なお、マイナ保険証による受診であっても「市町村国保 18歳まで^(※)で給付割合 10割でない」請求があった場合には、従来どおり、原則として返戻となりますので、ご注意ください。ようお願いします。
- ご不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

(※ 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

【事務担当】
福島県国民健康保険課 伊藤
連絡先 024-521-7203

福 島 県